

○ごみの収集について

ごみ処理及び処分は、日常生活で欠かせないものです。このようなことから、ごみ処理及び処分の4原則（減量化、安定化、安全化及び資源化）に加え、4R〔リフューズ（断る。）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）〕の推進を図るべく、町民の皆様分別徹底の御協力をお願いしているところです。

ごみ収集体系

町内を（A、B、C、D）4つのブロックに割り、町内の各集積場における可燃物、不燃物、資源物の収集運搬にあたります。取扱困難物については、排出者責任において関係許可業者及び取扱販売店へお願いすることになります。

なお、粗大ごみについては、坂の上不燃物等中継施設に各自直接持込みを原則とします。粗大ごみを搬入する時は、処理手数料が必要ですので、販売店で処理券を御購入の上持込んでください。また、令和2年4月から毎週日曜日に坂の上不燃物等中継施設で生ごみの受入れを開始しています。

※収集の回数と曜日については、ごみ収集日程表を御参照ください。

○飼育犬の管理について

狂犬病の発生を防止するため、町内の全頭を対象に、狂犬病予防注射の実施を目指します。また、放し飼い禁止等、適正な飼育管理の指導を行ってまいります。

○町の共同墓地等について

- （1） 墓地は勝手に個人では造成できません。宮崎県知事の許可が必要です。
- （2） 改葬する場合は、町長の許可が必要です。環境課で手続をお願いします。
- （3） 現在、中央共同墓地が62区画空いております。
希望される方は、永代使用許可申請の手続をお願いします。

○浄化槽について

下水道の区域以外は、浄化槽の整備区域となっております。町では浄化槽の設置を推進する目的で、設置費用の一部を助成しております。

人 槽	令和5年度補助金額	※補助基数には、限りがありますので、詳しくは生活環境係までお問い合わせください。
5人槽	332,000円	
7人槽	414,000円	※平成29年度から、新築に対する補助は廃止になりました。
10人槽	548,000円	

浄化槽は、適切な維持管理を行わなければ十分に機能しません。許可を受けている業者と保守点検及び清掃の契約を結び、適正に管理を行いましょ。

また、保守点検・清掃とは別に浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条に基づき、年1回の検査が必要となります。法定検査につきましては、宮崎県知事指定検査機関であります公益財団法人 宮崎県環境科学協会が行います。

【上記全てのお問い合わせ先】 環境課0983-27-8010（直通）